

議案第 15 号

令和元年度千葉県一般会計補正予算（第 3 号）

令和元年度千葉県一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 300,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,770,237,341 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和元年 10 月 1 日提出

千葉県知事 鈴木 栄 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰入金		千円 34,206,631	千円 100,000	千円 34,306,631
	2 基金繰入金	20,903,853	100,000	21,003,853
14 県債		189,186,500	200,000	189,386,500
	1 県債	189,186,500	200,000	189,386,500
補正されなかった款項に係る額		1,546,544,210		1,546,544,210
歳入合計		1,769,937,341	300,000	1,770,237,341

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 301,972,249	千円 300,000	千円 302,272,249
	4 災 害 救 助 費	284,374	300,000	584,374
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		1,467,965,092		1,467,965,092
歳 出 合 計		1,769,937,341	300,000	1,770,237,341

第2表 債務負担行為補正 追 加

事 項	期 間	限 度 額
令和元年9月9日の令和元年台風第15号による災害援護資金 利子補給	令和元年度から令和11年度まで	令和元年度融資額300,000千円以内について年利3.0%以内の 利子に相当する額
令和元年9月9日の令和元年台風第15号による被害中小企業 者等に対する低利融資のための利子補給	令和元年度から令和7年度まで	令和元年度融資額4,000,000千円以内について年利1.0%以内 の利子に相当する額
農 業 災 害 対 策 資 金 債 務 保 証 料 補 助 事 業	令和元年度から令和10年度まで	令和元年度融資額3,000,000千円以内について保証料率0.2% 以内の保証料に相当する額
漁 業 災 害 対 策 資 金 債 務 保 証 料 補 助 事 業	令和元年度から令和10年度まで	令和元年度融資額300,000千円以内について保証料率0.8%以 内の保証料に相当する額
令和元年9月9日の令和元年台風第15号による災害復興住宅 資金利子補給	令和元年度から令和6年度まで	令和元年度融資額1,200,000千円以内について年利1.0%以内 の利子に相当する額

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
農業近代化資金利子補給	令和元年度から 令和25年度まで	令和元年度融資額3,000,000千円以内につ いて年利1.8%以内の利子に相当する額	補正前に同じ	令和元年度融資額5,000,000千円以内につ いて年利1.8%以内の利子に相当する額
災害による被害農業者に対する低 利融資のための利子補給	令和元年度から 令和8年度まで	令和元年度融資額1,000,000千円以内につ いて年利1.445%以内の利子に相当する額	令和元年度から 令和10年度まで	令和元年度融資額3,000,000千円以内につ いて年利1.445%以内の利子に相当する額
漁業近代化資金利子補給	令和元年度から 令和25年度まで	令和元年度融資額800,000千円以内につい て年利1.8%以内の利子に相当する額	補正前に同じ	令和元年度融資額1,800,000千円以内につ いて年利1.8%以内の利子に相当する額
災害による被害漁業者に対する低 利融資のための利子補給	令和元年度から 令和8年度まで	令和元年度融資額100,000千円以内につい て年利1.445%以内の利子に相当する額	令和元年度から 令和10年度まで	令和元年度融資額300,000千円以内につい て年利1.445%以内の利子に相当する額

第3表 地方債補正 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付金	千円 2,800	普通貸借または債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年利9.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債の日から据置期間を含め30年以内において元利均等、元金均等または満期一括償還する。 ただし、償還期間内において繰上償還、償還期間の短縮ならびに低利債への借り換えをすることができる。	千円 202,800	補正前に同じ	% 補正前に同じ	補正前に同じ